

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日	2026年8月31日～				
<u>(令和8年6月30日現在)</u> ▲電話等サービス契約約款 目次 第1章～第15章 (略) 別記 1～9の3 (略) 9の4 docomo business ANCAR Analyze サービスの提供 9の4の2 docomo business ANCAR Analyze サービスのプランの変更 9の5 料金請求データの取得に関する同意 9の6 データに関する責任 9の7 データの確認・複製 9の8 データの削除 9の9 データのバックアップ 9の10～13 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 第7表 docomo business ANCAR Analyze サービスの提供に係る料金 第8表 (略) 附則 (略) 第1章～第15章 (略) 別記 1～9の3 (略) 9の4 docomo business ANCAR Analyze サービスの提供 (1)当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げるdocomo business ANCAR Analyze サービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。この場合、その契約者は、料金表第7表（docomo business ANCAR Analyze サービスの提供に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>docomo business ANCAR Analyze サービス</td><td>(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。</td></tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	docomo business ANCAR Analyze サービス	(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。	<u>(令和8年8月31日現在)</u> ▲電話等サービス契約約款 目次 第1章～第15章 (略) 別記 1～9の3 (略) 9の4 削除 9の4の2 削除 9の5 削除 9の6 削除 9の7 削除 9の8 削除 9の9 削除 9の10～13 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 第7表 削除 第8表 (略) 附則 (略) 第1章～第15章 (略) 別記 1～9の3 (略) 9の4 削除
区 別	内 容				
docomo business ANCAR Analyze サービス	(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。				

～2026年8月30日

2026年8月31日～

(2)本サービスには、次表に掲げるプランがあります。

<u>無料プラン</u>	<u>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</u>
<u>スタンダードプラン</u>	(1) 可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「詳細集計データ」といいます。）、契約者が追加するデータやテキスト（以下、「保存データ」といいます。）及び地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に関する料金請求データを業種別等により統計したデータ（以下、「統計データ」といいます。）の4種類となります。 (2)料金請求データは当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (3)詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (4)保存データとして追加できるデータは1ファイル10Mbyteまでで、24ファイルまでとなります。

(3)本サービスには次表に掲げる追加機能があります。

<u>混雑状況表示機能</u>	(1) 料金請求データの一部（時間帯別完了率）を利用して作成する曜日時間帯別の相対的な混雑状況（以下、「混雑状況」といいます。）を表示する機能です。 (2) 登録ID単位で申込みのあった着信課金番号又は特定着信番号毎に混雑状況を表示するURLを通知します。 (3) 本追加機能はスタンダードプラン契約者に限り提供します。
-----------------	---

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日		2026年8月31日～
	(4) 混雑状況表示に利用するデータ（以下、「混雑状況データ」といいます。）は、スタンダードプランの料金請求データの一部を基に集計したデータとなります。混雑状況表示機能の申込日から最大3営業日以内に集計を実施しますが、集計するデータは集計実施日前日から遡って最大30日間のデータとなります。	
9の4の2	<u>docomo business ANCAR Analyzeサービスのプランの変更</u> <u>契約者は無料プランからスタンダードプランへのプランの変更の請求をすることができます。スタンダードプランから無料プランへの変更はできません。</u>	9の4の2 <u>削除</u>
9の5	料金請求データの取得に関する同意 <u>契約者は、当社が本サービスを提供するために、契約者から料金請求データを取得することに同意します。</u>	9の5 <u>削除</u>
9の6	データに関する責任 <u>(1)当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び混雑状況データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</u> <u>(2)本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</u> <u>(3)料金請求データ、詳細集計データ、保存データ、混雑状況データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。</u>	9の6 <u>削除</u>
9の7	データの確認・複製 <u>(1)当社は、当社設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製をすることがあります。</u>	9の7 <u>削除</u>

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日

2026年8月31日～

(2)当社は、前号の用途以外で当社設備に保存されたデータにアクセス又は利用しないものとします。

(3)契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。また、統計データは、契約者自らの利用に限るものとし、第三者へ提供してはなりません。

9の8 データの削除

(1) 当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び混雑状況データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。

(2) 当社は、スタンダードプランの廃止、混雑状況表示機能の廃止があったときは、登録IDに対する廃止日以降の混雑状況データの取得を停止し、当該廃止日から5営業日以内に混雑状況データを削除します。また混雑状況表示機能の登録対象である着信課金番号又は特定着信番号が登録対象外となったときは当該着信課金番号又は特定着信番号に対する混雑状況データを削除します。

(3) 前各号の場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

9の8 削除

区 別	内 容
<u>無料プラン</u>	<u>(1)料金請求データ</u> 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。
<u>スタンダードプラン</u>	<u>(1) 料金請求データ</u> 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日		2026年8月31日～
	(2) <u>詳細集計データ</u> 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します (3) <u>保存データ</u> 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う全ての地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。	
9の9 <u>データのバックアップ</u> (1)契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ、保存データ及び混雑状況データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとし、ます。 (2)契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ、保存データ及び混雑状況データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとし、ます。 (3)当社は消去されたデータは修復しません。	9の9 <u>削除</u>	
9の10～13 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 第7表 <u>docomo business ANCAR Analyzeサービスの提供に係る料金</u>	9の10～13 (略) 料金表 通則 (略) 第1表～第6表 (略) 第7表 <u>削除</u>	
<u>1 適用</u>		
<u>区 別</u>	<u>内 容</u>	
<u>docomo business ANCAR Analyzeサービス</u>	(1)当社は、契約者について、<u>docomo business ANCAR Analyzeサービスの提供に係る料金を適用します。</u>	

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日

2026年8月31日～

の提供に係る料金の適用

(2)当社は、docomo business ANCAR Analyzeサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。ただし、docomo business ANCAR Analyzeサービスの利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。

2 料金額

(月額)

<u>区 別</u>		<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>無料プラン</u>		—	—
<u>スタンダードプラン</u>		<u>登録 ID ごとに</u>	<u>25,000 円 (27,500 円)</u>
<u>追加機能</u>			
<u>混雑状況表示機能</u>	<u>着信課金番号と特定着信番号の合計数（以下、「合計番号数」といいます）が 1 番号までの登録</u>	<u>登録 ID ごとに</u>	—
	<u>合計番号数が 50 番号までの登録</u>	<u>登録 ID ごとに</u>	<u>25,000 円 (27,500 円)</u>
	<u>合計番号数が 200 番号までの登録</u>	<u>登録 ID ごとに</u>	<u>50,000 円 (55,000 円)</u>
	<u>合計番号数が 1,000 番号までの登録</u>	<u>登録 ID ごとに</u>	<u>100,000 円 (110,000 円)</u>

備考

- ・登録 ID は本サービスの申込単位に払い出しします。
- ・混雑状況表示機能の利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月31日現在

～2026年8月30日	2026年8月31日～		
<u>を適用します。</u> ・各登録 ID について、特定の合計番号数の登録を行った場合は、登録日から起算して1 か月の間他の合計番号数への変更はできません。 ・各登録 ID について、混雑状況表示機能の廃止を行った場合は、登録日から起算して1 か月の間混雑状況表示機能の申込はできません。	<u>附 則（令和 8 年 7 月 29 日 C A S 1 第 000400011786-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 31 日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の附帯サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、右欄の契約に移行したものとみなして取り扱います。 <table border="1" data-bbox="1126 767 2134 906"> <tr> <td data-bbox="1126 767 1630 906"> <u>電話等サービス契約約款</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u> </td><td data-bbox="1630 767 2134 906"> <u>docomo business ANCAR サービス利用規約 共通編及び別冊（Analyze）</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u> </td></tr> </table> 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。	<u>電話等サービス契約約款</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u>	<u>docomo business ANCAR サービス利用規約 共通編及び別冊（Analyze）</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u>
<u>電話等サービス契約約款</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u>	<u>docomo business ANCAR サービス利用規約 共通編及び別冊（Analyze）</u> <u>docomo business ANCAR Analyze サービス</u>		